

飲食店の皆様へ

健康増進法改正により、2020年4月1日から飲食店等は、「原則屋内禁煙」となり、店内での喫煙はできなくなります。

飲食店内で喫煙を可能にする場合には、次の1～3を選択することができますが、必要な条件がありますので、ご確認ください。

1 飲食と喫煙が一緒にできるようにする。

いずれも喫煙可能となる場所は、20歳未満（従業員含む）は立入禁止です。

(1) 2020年3月31日以前に飲食店等営業許可があり、客席面積が100m²以下、資本金又は出資の総額が5000万円以下の飲食店は「既存特定飲食提供施設」となります。

①～③を選択できますが、①と②は、保健所に届出が必要になります。

(2) 上記以外の飲食店

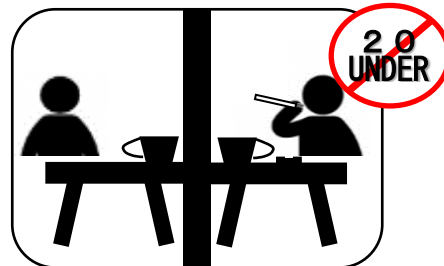
③のみ可能です。保健所に届出は必要ありません。

(指定たばこ → 現在、厚生労働大臣が指定するものとして「加熱式たばこ」が対象)

①喫煙可能店



②喫煙可能室



③指定たばこ専用喫煙室

名称	技術的基準	喫煙	飲食	その他
① 喫煙可能店	B	○	○	出入口に「標識」を掲示してください。
② 喫煙可能室	A・B・C	△(室内のみ)	○	
③ 指定たばこ専用喫煙室 (加熱式たばこのみ)	A・B・C	△(室内のみ)	○	

喫煙する場所を設置するためには、次の「技術的基準」を遵守する必要があります。

【たばこの煙の流出を防止するための技術的基準】

- A 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上
- B たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流入しないよう、壁・天井等で区画
- C たばこの煙が施設の屋外に排気されている

2 喫煙のみができる場所をつくる。

④喫煙専用室



喫煙する室での飲食はできません。

喫煙が可能となる場所には、20歳未満（従業員含む）は立入禁止です。

名称	技術的基準	喫煙	飲食	その他
④喫煙専用室	A・B・C	○	×	出入口に「標識」を掲示してください

3 喫煙と飲食（主食以外）ができる「喫煙目的施設」とする。

主に「バー・スナック等」が該当になります。

喫煙が可能となる場所には、20歳未満（従業員含む）は立入禁止です。

次の条件を満たしていることが必要です。

- ・通常主食と認められる食事を提供していない。
- ・喫煙場所を提供することを主たる目的としている。
- ・たばこの対面販売をしている。



名称	技術的基準	喫煙	飲食	その他
⑤喫煙目的店	A・B・C	○	△	出入口に「標識」を掲示してください
⑥喫煙目的室	A・B・C	△（室内のみ）	△	

詳しくは、厚生労働省のHP「厚生労働省 職場における受動喫煙防止対策」

または、北海道のHP「北海道 たばこ」を検索して確認してください。

※「標識」は、いずれのHPにも掲載されていますので、参考にしてください。

【問い合わせ先】

北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室

（北海道倶知安保健所）企画総務課企画係

〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

（TEL：0136-23-1952）